

宮津市公報

平成24年6月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

告 示

100 市道路線の区域変更	1
101 市道路線の供用開始	1
102 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託の訂正	1
103 宮津市公印の印影印刷	1
104 宮津市議会定例会の招集	2
105 平成23年度補正予算の要領	2
106 平成23年度補正予算の要領	3
107 平成23年度補正予算の要領	5
108 平成23年度補正予算の要領	10
109 平成23年度補正予算の要領	11
110 平成23年度補正予算の要領	15
111 平成23年度補正予算の要領	16
112 平成23年度補正予算の要領	17
113 平成23年度補正予算の要領	17
114 平成23年度補正予算の要領	22
115 平成24年度予算の要領	24
116 定期の予防接種の告示事項の変更	35
117 宮津市身体障害者相談員設置事業実施要綱	35
118 宮津市知的障害者相談員設置事業実施要綱	36
119 自治功労者の表彰	37
120 定期の予防接種の告示事項の変更	38

公 告

21 宮津市営住宅の入居者の公募	38
22 宮津市営住宅等の入居者の公募	39
23 公示送達	40

教 育 委 員 会

《告 示》

11 宮津市教育委員会定例会の招集	40
-------------------	----

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

8 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧	40
---------------------------	----

農 業 委 員 会

《告 示》

5 宮津市農業委員会総会の招集	41
-----------------	----

告 示

宮津市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成24年5月16日から平成24年5月30日まで縦覧に供する。

平成24年5月16日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域			備考
	区間	変更前後別	敷地の幅員 m 延長m	
タヶ丘須津彦神社	宮津市字須津小字椎ノ木谷1768番地の5から	前	4.00～6.75 363.0	
	宮津市字須津小字椎ノ木谷1768番地の2まで	後	4.00～6.75 391.3	

* * *

宮津市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成24年5月16日から平成24年5月30日まで縦覧に供する。

平成24年5月16日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
タヶ丘須津彦神社	宮津市字須津小字椎ノ木谷1768番地の5から 宮津市字須津小字椎ノ木谷1768番地の2まで	平成24年5月16日

* * *

宮津市告示第102号

平成24年4月1日付け宮津市告示第71号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

平成24年5月16日

宮津市長 井上正嗣

記

訂正する内容

宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収入事務受託者の一覧表から、次の者を削除する。

住所 <以下掲示済>

氏名 岩野 多賀志

* * *

宮津市告示第103号

宮津市公印のうち市長印凸版の印影を印刷するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成24年5月21日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	市長印凸版 市長名をもって発する文書 (大腸がん検診クーポン券)	平成24年6月1日

* * *

宮津市告示第104号

平成24年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年5月23日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期日 平成24年5月30日
- 2 場所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第105号

平成23年6月宮津市議会定例会において議決された平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,400,000	3,000	3,403,000
1 地方交付税	3,400,000	3,000	3,403,000
15 府支出金	794,868	45,800	840,668
2 府補助金	435,388	45,800	481,188
20 諸収入	1,026,395	3,678	1,030,073
4 雑入	219,601	3,678	223,279
21 市債	603,312	34,600	637,912
1 市債	603,312	34,600	637,912
歳入合計	10,527,642	87,078	10,614,720

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 民生費	2,932,344	47,000	2,979,344
1 社会福祉費	1,672,990	40,800	1,713,790
4 災害救助費	735	6,200	6,935
7 商工費	205,131	2,000	207,131
2 観光費	141,421	2,000	143,421
8 土木費	896,640	5,000	901,640
4 都市計画費	602,792	5,000	607,792
9 消防費	425,682	3,678	429,360
1 消防費	425,682	3,678	429,360
10 教育費	734,694	29,916	764,610
1 教育総務費	165,452	29,916	195,368
12 予備費	13,460	516	12,944
1 予備費	13,460	516	12,944
歳出合計	10,527,642	87,078	10,614,720

2 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	97,500 ただし、発行価格が額面を下まわるときはその発行価格差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	132,100 ただし、発行価格が額面を下まわるときはその発行価格差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成23年度宮津市土地建物造成事業特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	48,842	103,910	152,752
1 土地建物造成事業収入	48,842	103,910	152,752
歳入合計	127,758	103,910	231,668

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
4 予備費	1,129	757	372
1 予備費	1,129	757	372
5 繰上充用金	0	104,667	104,667
1 繰上充用金	0	104,667	104,667
歳出合計	127,758	103,910	231,668

* * *

宮津市告示第106号

平成23年6月宮津市議会定例会において議決された平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,403,000	12,120	3,415,120
1 地方交付税	3,403,000	12,120	3,415,120
12 分担金及び負担金	124,185	2,280	126,465
1 分担金	6,110	2,280	8,390
21 市債	637,912	12,300	650,212
1 市債	637,912	12,300	650,212
歳入合計	10,614,720	26,700	10,641,420

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 民生費	2,979,344	900	2,980,244
4 災害救助費	6,935	900	7,835
13 災害復旧費	0	25,800	25,800
1 農林水産施設災害復旧費	0	16,100	16,100
2 公共土木施設災害復旧費	0	6,700	6,700
3 その他公共施設等災害復旧費	0	3,000	3,000
歳出合計	10,614,720	26,700	10,641,420

2 地方債補正

1 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設 災害復旧事業	7,100 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は 証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
その他公共施設等災害復旧事業	3,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上

2 変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共土木施設 災害復旧事業	400 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額を	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、	2,600 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額を	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、

うめるため 必要な金額 をこれに加 算した額	場合におい ては、発行 価格は額面 金額100円に つき 98円50 銭以上とす る。	について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率	その償権者 と協定する ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。	うめるため 必要な金額 をこれに加 算した額	場合におい ては、発行 価格は額面 金額100円に つき 98円50 銭以上とす る。	について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率	その償権者 と協定する ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。
---------------------------------	---	---	---	---------------------------------	---	---	---

* * *

宮津市告示第107号

平成23年9月宮津市議会定例会において議決された平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算（第3号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,415,120	115,528	3,530,648
1 地方交付税	3,415,120	115,528	3,530,648
12 分担金及び負担金	126,465	2,302	128,767
1 分担金	8,390	2,302	10,692
14 国庫支出金	955,338	14,296	969,634
1 国庫負担金	841,701	24,504	866,205
2 国庫補助金	107,372	10,208	97,164
15 府支出金	840,668	117,013	957,681
1 府負担金	313,614	312	313,926
2 府補助金	481,188	116,401	597,589
3 委託金	45,866	300	46,166
16 財産収入	45,521	12	45,533
1 財産運用収入	31,939	12	31,951
17 寄附金	10,200	500	10,700
1 寄附金	10,200	500	10,700
18 繰入金	182,789	279	183,068
1 基金繰入金	182,146	279	182,425
20 諸収入	1,030,073	8,200	1,038,273
4 雑入	223,279	8,200	231,479
21 市債	650,212	75,942	726,154
1 市債	650,212	75,942	726,154
歳入合計	10,641,420	334,072	10,975,492

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	194,512	19,826	174,686
1 議会費	194,512	19,826	174,686
2 総務費	1,981,294	187,858	2,169,152
1 総務管理費	1,750,195	193,253	1,943,448
2 徴税費	118,146	534	117,612
3 戸籍住民基本台帳費	63,706	7,607	71,313
4 選挙費	22,531	3,404	19,127
5 統計調査費	6,956	1,811	5,145
6 監査委員費	19,760	7,253	12,507
3 民生費	2,980,244	18,912	2,999,156
1 社会福祉費	1,713,790	15,389	1,729,179
2 児童福祉費	972,389	3,496	975,885
3 生活保護費	286,230	27	286,257
4 衛生費	988,106	961	987,145
1 保健衛生費	195,609	5,339	200,948
2 清掃費	763,466	6,300	757,166
5 労働費	132,065	66,298	198,363
1 労働諸費	132,065	66,298	198,363
6 農林水産業費	309,447	16,418	293,029
1 農業費	181,097	10,971	192,068
2 林業費	49,576	8,038	41,538
3 水産業費	78,774	19,351	59,423
7 商工費	207,131	17,060	190,071
1 商工費	63,710	12,466	51,244
2 観光費	143,421	4,594	138,827
8 土木費	901,640	9,409	911,049
1 土木管理費	54,064	944	55,008
2 道路橋りょう費	157,078	9,115	166,193
4 都市計画費	607,792	880	606,912
5 住宅費	62,613	230	62,843
9 消防費	429,360	43,003	472,363
1 消防費	429,360	43,003	472,363
10 教育費	764,610	7,221	757,389
1 教育総務費	195,368	3,040	198,408
2 小学校費	238,322	698	239,020
3 中学校費	87,302	4,848	82,454
4 幼稚園費	82,729	138	82,867
5 社会教育費	136,344	6,262	130,082
6 保健体育費	24,545	13	24,558
13 災害復旧費	25,800	70,078	95,878
1 農林水産施設災害復旧費	16,100	24,078	40,178
2 公共土木施設災害復旧費	6,700	46,000	52,700

歳出合計	10,641,420	334,072	10,975,492
------	------------	---------	------------

2 債務負担行為 (単位：千円)

事項	期間	限度額
公共交通バリアフリー化支援事業	平成23年度から平成33年度まで	借入元金137,000千円及び利子等に相当する額

3 地方債補正

1 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業	18,000 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	6,500	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	8,700 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	132,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	165,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上

農林水産施設 災害復旧事業	7,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	14,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公共土木施設 災害復旧事業	2,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上	24,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上
臨時財政対策	419,712 (ただし書同上)	同上	同上	同上	412,254 (ただし書同上)	同上	同上	同上

平成23年度宮津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	562,497	941	561,556
2 国庫補助金	188,541	941	187,600
4 支払基金交付金	632,259	3,278	635,537
1 支払基金交付金	632,259	3,278	635,537
5 府支出金	315,471	99	315,372
1 府負担金	308,563	372	308,935
2 府補助金	6,908	471	6,437
7 繰入金	327,051	1,892	325,159
1 一般会計繰入金	322,082	1,892	320,190
歳入合計	2,192,252	346	2,192,598

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	53,347	1,421	51,926
1 総務管理費	31,460	1,421	30,039
2 保険給付費	2,100,060	0	2,100,060
2 介護予防サービス等諸費	125,544	0	125,544
3 地域支援事業費	37,347	2,354	34,993
2 包括的支援事業・任意事業費	29,877	2,354	27,523
6 諸支出金	402	4,812	5,214
2 償還金及び還付加算金	401	4,812	5,213
7 予備費	1,091	691	400
1 予備費	1,091	691	400
歳出合計	2,192,252	346	2,192,598

平成23年度宮津市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
-----	-------	-----	---

3 国庫支出金	168,000	52,195	115,805
1 国庫補助金	168,000	52,195	115,805
4 繰入金	494,679	9,800	484,879
1 一般会計繰入金	490,000	9,800	480,200
7 市債	548,100	52,200	495,900
1 市債	548,100	52,200	495,900
歳入合計	1,513,743	114,195	1,399,548

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	19,436	916	18,520
1 総務管理費	19,436	916	18,520
2 事業費	781,163	113,272	667,891
2 施設整備費	473,939	113,272	360,667
7 予備費	763	7	756
1 予備費	763	7	756
歳出合計	1,513,743	114,195	1,399,548

2 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	263,600 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	237,500 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	132,700 (ただし	同上	同上	同上	106,600 (ただし	同上	同上	同上

	書同上)				書同上)		
--	------	--	--	--	------	--	--

平成23年度宮津市上宮津財産区特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	200	1,937	2,137
1 繰越金	200	1,937	2,137
4 諸収入	6,269	2,100	8,369
2 受託事業収入	5,270	2,100	7,370
歳入合計	8,182	4,037	12,219

歳出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	2,694	1,937	4,631
1 総務管理費	2,694	1,937	4,631
2 造林事業費	5,349	2,100	7,449
1 造林事業費	5,349	2,100	7,449
歳出合計	8,182	4,037	12,219

平成23年度宮津市水道事業会計補正予算(第1号)

1 収益的支出の補正

支出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費用	310,265	6,310	316,575
1 営業費用	253,155	6,310	259,465

2 資本的支出の補正

支出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出	291,807	177	291,630
1 建設改良費	196,446	177	196,269

* * *

宮津市告示第108号

平成23年10月3日に専決処分を行った平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算(第4号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,530,648	7,981	3,538,629
1 地方交付税	3,530,648	7,981	3,538,629
12 分担金及び負担金	128,767	2,445	131,212

1 分担金	10,692	2,445	13,137
14 国庫支出金	969,634	4,034	973,668
1 国庫負担金	866,205	4,034	870,239
21 市債	726,154	14,400	740,554
1 市債	726,154	14,400	740,554
歳入合計	10,975,492	28,860	11,004,352

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
13 災害復旧費	95,878	28,860	124,738
1 農林水産施設災害復旧費	40,178	11,000	51,178
2 公共土木施設災害復旧費	52,700	17,860	70,560
歳出合計	10,975,492	28,860	11,004,352

2 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林水産施設災害復旧事業	14,600 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	20,200 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
公共土木施設災害復旧事業	24,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上	33,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上

* * *

宮津市告示第109号

平成23年12月宮津市議会定例会において議決された平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

る。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	37,000	3,829	33,171
1 地方特例交付金	37,000	3,829	33,171
10 地方交付税	3,538,629	44,864	3,583,493
1 地方交付税	3,538,629	44,864	3,583,493
12 分担金及び負担金	131,212	1,959	133,171
1 分担金	13,137	1,959	15,096
14 国庫支出金	973,668	5,036	968,632
1 国庫負担金	870,239	12,748	857,491
2 国庫補助金	97,164	7,712	104,876
15 府支出金	957,681	50,095	1,007,776
1 府負担金	313,926	649	314,575
2 府補助金	597,589	49,446	647,035
19 繰越金	1	1,696	1,697
1 繰越金	1	1,696	1,697
20 諸収入	1,038,273	10,208	1,048,481
4 雑入	231,479	10,208	241,687
21 市債	740,554	35,700	776,254
1 市債	740,554	35,700	776,254
歳入合計	11,004,352	135,657	11,140,009

歳出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,169,152	5,000	2,174,152
1 総務管理費	1,943,448	5,000	1,948,448
3 民生費	2,999,156	26,090	3,025,246
1 社会福祉費	1,729,179	35,336	1,764,515
2 児童福祉費	975,885	9,246	966,639
4 衛生費	987,145	8,370	995,515
2 清掃費	757,166	8,370	765,536
6 農林水産業費	293,029	1,064	294,093
1 農業費	192,068	1,064	193,132
8 土木費	911,049	21,500	932,549
2 道路橋りょう費	166,193	15,000	181,193
5 住宅費	62,843	6,500	69,343
10 教育費	757,389	3,300	760,689
5 社会教育費	130,082	3,300	133,382
13 災害復旧費	124,738	70,333	195,071
1 農林水産施設災害復旧費	51,178	15,590	66,768
2 公共土木施設災害復旧費	70,560	54,743	125,303

歳出合計	11,004,352	135,657	11,140,009
------	------------	---------	------------

2 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	165,700 ただし、発行価格が額面を下まわるときはその発行価格差減額をつめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	170,700 ただし、発行価格が額面を下まわるときはその発行価格差減額をつめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
農林水産施設災害復旧事業	20,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上	24,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公共土木施設災害復旧事業	33,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上	59,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上

平成23年度宮津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費等交付金	113,563	13,921	127,484
1 療養給付費等交付金	113,563	13,921	127,484
5 前期高齢者交付金	743,558	949	742,609
1 前期高齢者交付金	743,558	949	742,609
9 繰入金	201,335	1,256	202,591

1 他会計繰入金	132,335	1,256	133,591
10 繰越金	1	123,444	123,445
1 繰越金	1	123,444	123,445
歳入合計	2,577,419	137,672	2,715,091

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	32,234	99,158	131,392
1 総務管理費	29,087	99,158	128,245
3 後期高齢者支援金等	293,873	517	294,390
1 後期高齢者支援金等	293,873	517	294,390
4 前期高齢者納付金等	854	20	874
1 前期高齢者納付金等	854	20	874
6 介護納付金	136,239	240	135,999
1 介護納付金	136,239	240	135,999
8 保健事業費	44,739	7	44,746
1 特定健康診査等事業費	22,378	7	22,385
10 諸支出金	1,633	27,917	29,550
1 償還金及び還付加算金	1,632	27,917	29,549
11 予備費	2,485	10,293	12,778
1 予備費	2,485	10,293	12,778
歳出合計	2,577,419	137,672	2,715,091

平成23年度宮津市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	115,805	6,095	121,900
1 国庫補助金	115,805	6,095	121,900
7 市債	495,900	6,100	502,000
1 市債	495,900	6,100	502,000
歳入合計	1,399,548	12,195	1,411,743

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 事業費	667,891	12,190	680,081
2 施設整備費	360,667	12,190	372,857
4 予備費	756	5	761
1 予備費	756	5	761
歳出合計	1,399,548	12,195	1,411,743

2 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	237,500 ただし、発行価格が額面を下まわるときはその発行価格差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	240,600 ただし、発行価格が額面を下まわるときはその発行価格差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業	106,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上	109,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上

* * *

宮津市告示第110号

平成24年1月24日に専決処分を行った平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算(第6号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,583,493	31,500	3,614,993
1 地方交付税	3,583,493	31,500	3,614,993
歳入合計	11,140,009	31,500	11,171,509

歳出

(単位:千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 民生費	3,025,246	1,500	3,026,746
4 災害救助費	7,835	1,500	9,335
8 土木費	932,549	30,000	962,549
2 道路橋りょう費	181,193	30,000	211,193
歳出合計	11,140,009	31,500	11,171,509

* * *

宮津市告示第111号

平成24年2月宮津市議会臨時会において議決された平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算（第8号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,655,243	563	3,655,806
1 地方交付税	3,655,243	563	3,655,806
20 諸収入	1,048,481	5,600	1,054,081
4 雑入	241,687	5,600	247,287
21 市債	776,254	7,000	783,254
1 市債	776,254	7,000	783,254
歳入合計	11,211,759	13,163	11,224,922

歳出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,174,152	9,163	2,183,315
1 総務管理費	1,948,448	9,163	1,957,611
9 消防費	472,363	4,000	476,363
1 消防費	472,363	4,000	476,363
歳出合計	11,211,759	13,163	11,224,922

2 地方債補正

1 変更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	170,700 ただし、発行価格が額面を下まわるときはその発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若	177,700 ただし、発行価格が額面を下まわるときはその発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若

				しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。				しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。
--	--	--	--	--	--	--	--	--

* * *

宮津市告示第112号

平成24年 2 月 3 日に専決処分を行った平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年 5 月 24 日

宮津市長 井 上 正 嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算（第 7 号）

1 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税	3,614,993	40,250	3,655,243
1 地方交付税	3,614,993	40,250	3,655,243
歳 入 合 計	11,171,509	40,250	11,211,759

歳 出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費	962,549	40,250	1,002,799
2 道路橋りょう費	211,193	40,250	251,443
歳 出 合 計	11,171,509	40,250	11,211,759

* * *

宮津市告示第113号

平成24年 3 月宮津市議会定例会において議決された平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年 5 月 24 日

宮津市長 井 上 正 嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算（第 9 号）

1 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税	3,655,806	8,158	3,663,964
1 地方交付税	3,655,806	8,158	3,663,964
12 分担金及び負担金	133,171	999	132,172
2 負 担 金	118,075	999	117,076
13 使用料及び手数料	313,301	3,426	309,875
1 使 用 料	142,182	3,426	138,756
14 国庫支出金	968,632	25,885	994,517
1 国庫負担金	857,491	27,921	885,412
2 国庫補助金	104,876	2,036	102,840
15 府支出金	1,007,776	19,490	1,027,266
1 府負担金	314,575	3,257	311,318
2 府補助金	647,035	22,747	669,782
16 財産収入	45,533	15	45,548

1 財産運用収入	31,951	15	31,966
17 寄附金	10,700	2,611	13,311
1 寄附金	10,700	2,611	13,311
18 繰入金	183,068	28,500	211,568
1 基金繰入金	182,425	28,500	210,925
20 諸収入	1,054,081	6,861	1,060,942
4 雑入	247,287	6,861	254,148
21 市債	783,254	9,500	792,754
1 市債	783,254	9,500	792,754
歳入合計	11,224,922	96,595	11,321,517

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 議会費	174,686	113	174,799
1 議会費	174,686	113	174,799
2 総務費	2,183,315	22,770	2,206,085
1 総務管理費	1,957,611	20,119	1,977,730
2 徴税費	117,612	2,302	119,914
3 戸籍住民基本台帳費	71,313	288	71,601
4 選挙費	19,127	20	19,147
5 統計調査費	5,145	11	5,165
6 監査委員費	12,507	30	12,537
3 民生費	3,026,746	46,298	3,073,044
1 社会福祉費	1,764,515	247	1,764,762
2 児童福祉費	966,639	3,459	963,180
3 生活保護費	286,257	49,510	335,767
4 衛生費	995,515	16,055	979,460
1 保健衛生費	200,948	1,377	199,571
2 清掃費	765,536	14,678	750,858
6 農林水産業費	294,093	1,230	292,863
1 農業費	193,132	2,789	195,921
2 林業費	41,538	4,848	36,690
3 水産業費	59,423	829	60,252
7 商工費	190,071	2,128	187,943
1 商工費	51,244	2,253	48,991
2 観光費	138,827	125	138,952
8 土木費	1,002,799	55,487	947,312
1 土木管理費	55,008	171	55,179
2 道路橋りょう費	251,443	7,358	244,085
3 河川費	20,093	2,366	17,727
4 都市計画費	606,912	46,037	560,875
5 住宅費	69,343	103	69,446
9 消防費	476,363	2,751	473,612
1 消防費	476,363	2,751	473,612
10 教育費	760,689	5,428	766,117

1	教育総務費	198,408	1,460	196,948
2	小学校費	239,020	10,601	249,621
3	中学校費	82,454	414	82,040
4	幼稚園費	82,867	18	82,849
5	社会教育費	133,382	3,979	129,403
6	保健体育費	24,558	698	25,256
11	公債費	1,714,267	98,567	1,812,834
1	公債費	1,714,267	98,567	1,812,834
12	予備費	12,944	1,070	14,014
1	予備費	12,944	1,070	14,014
	歳出合計	11,224,922	96,595	11,321,517

2 繰越明許費 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
3	1 社会福祉費	福祉センター整備事業	5,000
4	1 保健衛生費	診療所整備事業	5,000
10	2 小学校費	小学校施設耐震化事業	10,622

3 地方債補正

1 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
義務教育施設整備事業	5,200 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	177,700	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とす	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据	184,800	証書借入又は証券発行 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据

		る。	率	置期間及び 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。		る。	率	置期間及び 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。
急傾斜 地崩壊 対策事 業	5,400 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上	3,600 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上
駐車場 整備事 業	13,500 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上	12,500 (ただし 書同上)	同 上	同 上	同 上

平成23年度宮津市土地建物造成事業特別会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入	152,752	6,568	146,184
1 土地建物造成事業収入	152,752	6,568	146,184
2 国庫支出金	4,050	4,050	0
1 国庫補助金	4,050	4,050	0
5 繰入金	0	2,704	2,704
1 一般会計繰入金	0	2,704	2,704
歳入合計	231,668	7,914	223,754

歳 出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	11,385	9,000	2,385
1 事業費	11,385	9,000	2,385
4 予備費	372	1,086	1,458
1 予備費	372	1,086	1,458
歳出合計	231,668	7,914	223,754

平成23年度宮津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金	70,864	3,393	67,471
1 一般会計繰入金	70,864	3,393	67,471
5 諸収入	1,195	822	2,017
2 償還金及び還付加算金	500	300	800
3 雑入	694	522	1,216

歳入合計	281,384	2,571	278,813
------	---------	-------	---------

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	276,729	2,571	274,158
1 後期高齢者医療広域連合納付金	276,729	2,571	274,158
4 諸支出金	500	300	800
1 償還金及び還付加算金	500	300	800
5 予備費	500	300	200
1 予備費	500	300	200
歳出合計	281,384	2,571	278,813

平成23年度宮津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	561,556	2,283	559,273
1 国庫負担金	373,956	3,848	377,804
2 国庫補助金	187,600	6,131	181,469
4 支払基金交付金	635,537	8,926	644,463
1 支払基金交付金	635,537	8,926	644,463
5 府支出金	315,372	8,962	324,334
1 府負担金	308,935	8,535	317,470
2 府補助金	6,437	427	6,864
7 繰入金	325,159	4,460	329,619
1 一般会計繰入金	320,190	4,289	324,479
2 基金繰入金	4,969	171	5,140
8 繰越金	15,000	2,959	12,041
1 繰越金	15,000	2,959	12,041
10 市債	0	20,000	20,000
1 財政安定化基金貸付金	0	20,000	20,000
歳入合計	2,192,598	37,106	2,229,704

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	51,926	572	52,498
1 総務管理費	30,039	902	30,941
3 介護認定審査会費	20,670	330	20,340
2 保険給付費	2,100,060	34,522	2,134,582
1 介護サービス等諸費	1,819,752	35,923	1,855,675
2 介護予防サービス等諸費	125,544	1,507	124,037
3 高額介護サービス等費	31,440	4,811	36,251
4 高額医療合算介護サービス等費	6,000	2,303	3,697
5 特定入所者介護サービス等費	117,324	2,402	114,922
7 予備費	400	2,012	2,412

1 予備費	400	2,012	2,412
歳出合計	2,192,598	37,106	2,229,704

2 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	20,000 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その償還者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成23年度宮津市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	484,879	42,000	442,879
1 一般会計繰入金	480,200	42,000	438,200
歳入合計	1,411,743	42,000	1,369,743

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 事業費	680,081	41,601	638,480
1 維持管理費	307,224	41,601	265,623
4 予備費	761	399	362
1 予備費	761	399	362
歳出合計	1,411,743	42,000	1,369,743

* * *

宮津市告示第114号

平成24年3月宮津市議会定例会において議決された平成23年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成23年度宮津市一般会計補正予算(第10号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 市税	2,670,008	54,000	2,724,008
1 市民税	894,799	30,000	924,799
2 固定資産税	1,507,333	10,000	1,517,333
3 市たばこ税	100,000	14,000	114,000
10 地方交付税	3,663,964	293,223	3,957,187
1 地方交付税	3,663,964	293,223	3,957,187
14 国庫支出金	994,517	17,500	1,012,017

2 国庫補助金	102,840	17,500	120,340
15 府支出金	1,027,266	43,887	1,071,153
2 府補助金	669,782	43,887	713,669
歳入合計	11,321,517	408,610	11,730,127

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,206,085	410,000	2,616,085
1 総務管理費	1,977,730	410,000	2,387,730
3 民生費	3,073,044	0	3,073,044
4 災害救助費	9,335	0	9,335
4 衛生費	979,460	0	979,460
2 清掃費	750,858	0	750,858
3 上下水道費	29,031	0	29,031
7 商工費	187,943	0	187,943
1 商工費	48,991	0	48,991
8 土木費	947,312	0	947,312
2 道路橋りょう費	244,085	0	244,085
4 都市計画費	560,875	0	560,875
10 教育費	766,117	0	766,117
2 小学校費	249,621	0	249,621
3 中学校費	82,040	0	82,040
11 公債費	1,812,834	0	1,812,834
1 公債費	1,812,834	0	1,812,834
12 予備費	14,014	1,390	12,624
1 予備費	14,014	1,390	12,624
歳出合計	11,321,517	408,610	11,730,127

2 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	パイプハウス大雪関連被害緊急対策事業	2,500
		土地改良推進事業	2,300
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	7,928
	4 都市計画費	景観まちづくり推進事業	12,447
	5 住宅費	住宅耐震化促進事業	6,500
13 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	29,515
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	73,732

平成23年度宮津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

1 繰越明許費 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	2 拡張改良費	簡易水道拡張改良事業	34,632
		簡易給水施設整備事業	26,278

平成23年度宮津市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

1 繰越明許費 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	2 施設整備費	公共下水道施設整備事業	44,502

* * *

宮津市告示第115号

平成24年3月宮津市議会定例会において議決された平成24年度予算の要領は、次のとおりである。

平成24年5月24日

宮津市長 井上正嗣

平成24年度宮津市一般会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出		
款	項	金額	金額	
1 市税		2,586,151	1 議会費	166,637
1 市民税		899,463	1 議会費	166,637
2 固定資産税		1,420,656	2 総務費	2,108,292
3 軽自動車税		45,587	1 総務管理費	1,902,861
4 市たばこ税		104,600	2 徴税費	114,575
5 特別土地保有税		1	3 戸籍住民基本台帳費	64,866
6 入湯税		37,000	4 選挙費	8,625
7 都市計画税		78,844	5 統計調査費	4,891
2 地方譲与税		76,300	6 監査委員費	12,474
1 地方揮発油譲与税		21,500	3 民生費	3,186,872
2 自動車重量譲与税		52,800	1 社会福祉費	1,959,306
3 特別とん譲与税		2,000	2 児童福祉費	920,513
3 利子割交付金		7,700	3 生活保護費	306,464
1 利子割交付金		7,700	4 災害救助費	589
4 配当割交付金		4,900	4 衛生費	1,003,197
1 配当割交付金		4,900	1 保健衛生費	178,518
5 株式等譲渡所得割交付金		1,600	2 清掃費	791,679
1 株式等譲渡所得割交付金		1,600	3 上水道費	33,000
6 地方消費税交付金		215,500	5 労働費	149,133
1 地方消費税交付金		215,500	1 労働諸費	149,133
7 ゴルフ場利用税交付金		9,700	6 農林水産業費	296,480
1 ゴルフ場利用税交付金		9,700	1 農業費	183,167
8 自動車取得税交付金		32,500	2 林業費	34,912
1 自動車取得税交付金		32,500	3 水産業費	78,401

9 地方特例交付金	5,000	7 商工費	178,328
1 地方特例交付金	5,000	1 商工費	50,199
10 地方交付税	3,520,000	2 観光費	128,129
1 地方交付税	3,520,000	8 土木費	940,438
11 交通安全対策特別交付金	3,267	1 土木管理費	52,310
1 交通安全対策特別交付金	3,267	2 道路橋りょう費	194,632
12 分担金及び負担金	118,195	3 河川費	25,135
1 分担金	3,455	4 都市計画費	594,160
2 負担金	114,740	5 住宅費	74,201
13 使用料及び手数料	318,287	9 消防費	433,175
1 使用料	143,049	1 消防費	433,175
2 手数料	175,238	10 教育費	719,865
14 国庫支出金	923,363	1 教育総務費	170,332
1 国庫負担金	797,848	2 小学校費	227,732
2 国庫補助金	120,427	3 中学校費	93,045
3 委託金	5,088	4 幼稚園費	70,608
15 府支出金	853,668	5 社会教育費	126,746
1 府負担金	338,962	6 保健体育費	31,402
2 府補助金	474,981	11 公債費	1,636,936
3 委託金	39,725	1 公債費	1,636,936
16 財産収入	43,466	12 予備費	15,946
1 財産運用収入	31,984	1 予備費	15,946
2 財産売払収入	11,482		
17 寄附金	10,200		
1 寄附金	10,200		
18 繰入金	176,830		
1 基金繰入金	176,670		
2 財産区繰入金	160		
19 繰越金	1		
1 繰越金	1		
20 諸収入	1,036,440		
1 延滞金、加算金及び過料	1,000		
2 市預金利子	200		
3 貸付金元利収入	800,770		
4 雑入	234,470		
21 市債	892,231		
1 市債	892,231		
歳入合計	10,835,299	歳出合計	10,835,299

3 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電算機整備事業	平成24年度から平成29年度まで	99,730
丹後地区土地開発公社が宮津市に代わって用地取得等をするための事業資金の借	平成24年度から平成28年度まで	300,000

入れに対する債務保証（延長） （公用及び公共用地等）		
公用及び公共用地等取得事業費（延長）	平成24年度から平成28年度まで	300,000

3 地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別養護老人 ホーム整備資 金貸付事業	210,000 ただし、発行価格 が額面を下まわると きは、その発行価格 差減額をうめるため 必要な金額をこれに 加算した額	証書借入又は 証券発行 ただし、証券発行 の方法による場合に おいては、発行価格 は額面金額100円に つき98円50銭以上と する。	6.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ の他の場合には、その債権 者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは繰上償 還又は低利に借換えするこ とができる。
ごみ処理施設 整備事業	26,300 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
森林整備事業	400 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	7,400 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
河川整備事業	15,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
急傾斜地崩壊 対策事業	5,400 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
都市下水路整 備事業	8,200 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
排水機場整備 事業	4,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備 事業	14,500 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
義務教育施設 整備事業	5,600 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
辺地対策事業	20,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
過疎対策事業	167,300 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策	408,131 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
計	892,231			

平成24年度宮津市土地建物造成事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 事業収入	48,835	1 総務費	408
1 土地建物造成事業収入	48,835	1 総務管理費	408

2 国庫支出金	4,050	2 事業費	11,253
1 国庫補助金	4,050	1 事業費	11,253
3 財産収入	1,346	3 公債費	114,335
1 財産運用収入	1,346	1 公債費	114,335
4 市債	73,500	4 予備費	1,735
1 市債	73,500	1 予備費	1,735
歳入合計	127,731	歳出合計	127,731

2 地方債 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宅地分譲事業	73,500	証書借入又は証券発行	6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
	ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成24年度宮津市国民健康保険事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 国民健康保険税	608,872	1 総務費	33,157
1 国民健康保険税	608,872	1 総務管理費	30,082
2 使用料及び手数料	300	2 徴税費	2,764
1 手数料	300	3 運営協議会費	311
3 国庫支出金	573,045	2 保険給付費	1,838,260
1 国庫負担金	413,965	1 療養諸費	1,639,982
2 国庫補助金	159,080	2 高額療養費	182,151
4 療養給付費等交付金	148,849	3 移送費	20
1 療養給付費等交付金	148,849	4 出産育児諸費	12,607
5 前期高齢者交付金	757,665	5 葬祭諸費	2,000
1 前期高齢者交付金	757,665	6 精神・結核医療付加金	1,500
6 府支出金	116,527	3 後期高齢者支援金等	313,335
1 府負担金	15,731	1 後期高齢者支援金等	313,335
2 府補助金	100,796	4 前期高齢者納付金等	370
7 共同事業交付金	294,361	1 前期高齢者納付金等	370
1 共同事業交付金	294,361	5 老人保健拠出金	20
8 財産収入	176	1 老人保健拠出金	20
1 財産運用収入	176	6 介護納付金	141,303
9 繰入金	185,397	1 介護納付金	141,303
1 他会計繰入金	116,397	7 共同事業拠出金	272,352
2 基金繰入金	69,000	1 共同事業拠出金	272,352
10 繰越金	1	8 保健事業費	47,019

1 繰越金	1	1 特定健康診査等事業費	25,298
11 諸収入	2,155	2 保健事業費	21,721
1 延滞金、加算金及び過料	2	9 公債費	36,250
2 預金利子	1	1 公債費	450
3 雑入	2,152	2 広域化等支援基金償還金	35,800
		10 諸支出金	1,603
		1 償還金及び還付加算金	1,602
		2 延滞金	1
		11 予備費	3,679
		1 予備費	3,679
歳入合計	2,687,348	歳出合計	2,687,348

平成24年度宮津市後期高齢者医療特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 保険料	209,661	1 総務費	2,625
1 後期高齢者医療保険料	209,661	1 総務管理費	1,995
2 使用料及び手数料	10	2 徴収費	630
1 手数料	10	2 後期高齢者医療広域連合納付金	283,505
3 繰入金	76,658	1 後期高齢者医療広域連合納付金	283,505
1 一般会計繰入金	76,658	3 保健事業費	694
4 繰越金	100	1 健康保持増進事業費	694
1 繰越金	100	4 諸支出金	500
5 諸収入	1,195	1 償還金及び還付加算金	500
1 延滞金、加算金及び過料	1	5 予備費	300
2 償還金及び還付加算金	500	1 予備費	300
3 雑入	694		
歳入合計	287,624	歳出合計	287,624

2 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電算機整備事業	平成24年度から平成29年度まで	3,330

平成24年度宮津市介護保険事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 保険料	435,964	1 総務費	52,186
1 介護保険料	435,964	1 総務管理費	30,507
2 使用料及び手数料	26	2 徴収費	904
1 手数料	26	3 介護認定審査会費	20,775
3 国庫支出金	596,548	2 保険給付費	2,235,910
1 国庫負担金	398,302	1 介護サービス等諸費	1,955,295

2 国庫補助金	198,246	2 介護予防サービス等諸費	122,965
4 支払基金交付金	652,011	3 高額介護サービス等費	34,357
1 支払基金交付金	652,011	4 高額医療合算介護サービス等費	4,167
5 府支出金	335,036	5 特定入所者介護サービス等費	119,126
1 府負担金	328,368	3 地域支援事業費	38,322
2 府補助金	6,668	1 介護予防事業費	12,407
6 繰入金	338,313	2 包括的支援事業・任意事業費	25,915
1 一般会計繰入金	338,313	4 公債費	6,668
7 繰越金	1	1 公債費	1
1 繰越金	1	2 財政安定化基金償還金	6,667
8 諸収入	7	5 諸支出金	402
1 延滞金、加算金及び過料	3	1 延滞金	1
2 預金利子	1	2 償還金及び還付加算金	401
3 雑入	3	6 予備費	24,418
		1 予備費	24,418
歳入合計	2,357,906	歳出合計	2,357,906

平成24年度宮津市介護予防支援事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 サービス収入	13,708	1 総務費	7,434
1 予防給付費収入	13,708	1 総務管理費	7,434
2 繰越金	12,000	2 事業費	10,170
1 繰越金	12,000	1 介護予防支援事業費	10,170
3 諸収入	1	3 予備費	8,105
1 雑入	1	1 予備費	8,105
歳入合計	25,709	歳出合計	25,709

平成24年度宮津市簡易水道事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 分担金及び負担金	399	1 総務費	3,126
1 負担金	399	1 総務管理費	3,126
2 事業収入	113,660	2 事業費	216,956
1 事業収入	113,429	1 維持管理費	77,645
2 手数料	231	2 拡張改良費	139,311
3 国庫支出金	8,722	3 公債費	88,047
1 国庫補助金	8,722	1 公債費	88,047
4 府支出金	31,485	4 予備費	850
1 府補助金	31,485	1 予備費	850

5 財産収入	1		
1 財産売払収入	1		
6 繰入金	33,000		
1 一般会計繰入金	33,000		
7 繰越金	10		
1 繰越金	10		
8 諸収入	2,202		
1 延滞金、加算金及び過料	1		
2 預金利子	1		
3 雑入	2,200		
9 市債	119,500		
1 市債	119,500		
歳入合計	308,979	歳出合計	308,979

2 債務負担行為 (単位：千円)

事項	期間	限度額
電算機整備事業	平成24年度から平成29年度まで	2,722

3 地方債 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	41,100 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
辺地対策事業	19,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上
過疎対策事業	41,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上
借換	17,900 (ただし書同上)	同上	同上	同上
計	119,500			

平成24年度宮津市下水道事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 分担金及び負担金	17,511	1 総務費	19,619
1 負担金	17,511	1 総務管理費	19,619
2 使用料及び手数料	278,166	2 事業費	823,275
1 使用料	277,470	1 維持管理費	324,246
2 手数料	696	2 施設整備費	499,029
3 国庫支出金	179,500	3 公債費	726,434

1 国庫補助金	179,500	1 公債費	726,434
4 繰入金	508,932	4 予備費	1,152
1 一般会計繰入金	504,000	1 予備費	1,152
2 他会計繰入金	4,932		
5 繰越金	10		
1 繰越金	10		
6 諸収入	1,061		
1 延滞金、加算金及び過料	10		
2 預金利子	1		
3 雑入	1,050		
7 市債	585,300		
1 市債	585,300		
歳入合計	1,570,480	歳出合計	1,570,480

2 債務負担行為 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電算機整備事業	平成24年度から平成29年度まで	1,857

3 地方債 (単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	285,400 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	155,600 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
過疎対策事業	144,300 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
計	585,300			

平成24年度宮津市休日応急診療所事業特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 診療収入	10,096	1 休日応急診療所費	18,346
1 診療収入	10,096	1 診療所費	18,346
2 使用料及び手数料	1	2 公債費	2,564
1 手数料	1	1 公債費	2,564
3 繰入金	4,129	3 予備費	200
1 一般会計繰入金	4,129	1 予備費	200

4 繰越金	1,000		
1 繰越金	1,000		
5 諸収入	5,884		
1 雑入	5,884		
歳入合計	21,110	歳出合計	21,110

平成24年度宮津市上宮津財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 財産収入	1,502	1 総務費	2,218
1 財産運用収入	1,502	1 総務管理費	2,218
2 繰入金	7,218	2 造林事業費	18,599
1 一般会計繰入金	218	1 造林事業費	18,599
2 基金繰入金	7,000	3 予備費	232
3 繰越金	1,500	1 予備費	232
1 繰越金	1,500		
4 諸収入	10,829		
1 預金利子	1		
2 受託事業収入	10,520		
3 雑入	308		
歳入合計	21,049	歳出合計	21,049

平成24年度宮津市由良財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 財産収入	91	1 総務費	94
1 財産運用収入	91	1 総務管理費	94
2 繰越金	400	2 予備費	398
1 繰越金	400	1 予備費	398
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	492	歳出合計	492

平成24年度宮津市栗田財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 財産収入	446	1 総務費	520
1 財産運用収入	446	1 総務管理費	520
2 繰越金	150	2 造林事業費	1,074
1 繰越金	150	1 造林事業費	1,074
3 諸収入	1,051	3 予備費	53

1 預金利子	1	1 予備費	53
2 受託事業収入	1,050		
歳入合計	1,647	歳出合計	1,647

平成24年度宮津市吉津財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 財産収入	661	1 総務費	453
1 財産運用収入	661	1 総務管理費	453
2 繰越金	1,000	2 予備費	1,209
1 繰越金	1,000	1 予備費	1,209
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	1,662	歳出合計	1,662

平成24年度宮津市世屋財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 財産収入	46	1 総務費	155
1 財産運用収入	46	1 総務管理費	155
2 繰越金	100	2 予備費	37
1 繰越金	100	1 予備費	37
3 諸収入	46		
1 預金利子	1		
2 雑入	45		
歳入合計	192	歳出合計	192

平成24年度宮津市養老財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款 項	金額	款 項	金額
1 財産収入	534	1 総務費	835
1 財産運用収入	534	1 総務管理費	835
2 繰越金	500	2 予備費	236
1 繰越金	500	1 予備費	236
3 諸収入	37		
1 預金利子	1		
2 雑入	36		
歳入合計	1,071	歳出合計	1,071

平成24年度宮津市日ヶ谷財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	51	1 総務費	79
1 財産運用収入	51	1 総務管理費	79
2 繰越金	100	2 予備費	73
1 繰越金	100	1 予備費	73
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	152	歳出合計	152

平成24年度宮津市水道事業会計予算

1 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収 入		支 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 水道事業収益	355,818	1 水道事業費用	321,805
1 営業収益	346,254	1 営業費用	265,765
2 営業外収益	9,562	2 営業外費用	53,039
3 特別利益	2	3 特別損失	1
		4 予備費	3,000

2 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収 入		支 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 資本的収入	169,658	1 資本的支出	302,236
1 企業債	168,900	1 建設改良費	197,286
2 負担金	758	2 企業債償還金	103,950
		3 予備費	1,000

3 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電算機整備事業	平成24年度から平成29年度まで	15,353

4 企業債

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水施設等整備事業	148,000 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
借換	20,900 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上

計	168,900			
---	---------	--	--	--

* * *

宮津市告示第116号

平成24年4月1日付け宮津市告示第81号、第82号及び第83号で告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により告示する。

平成24年5月24日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 変更があった事項及びその内容

(1) 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所の追加

(ジフテリア・百日せき・破傷風)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期初回・追加 (三種混合:ジフテリア・百日せき・破傷風)	第2期(二種混合:ジフテリア・破傷風)
伊藤 剛	いとうクリニック	○	○

(麻しん・風しん)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第3期・第4期
伊藤 剛	いとうクリニック	○	○

(日本脳炎)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
伊藤 剛	いとうクリニック	○	○

2 変更年月日 平成24年5月24日

* * *

宮津市告示第117号

宮津市身体障害者相談員設置事業実施要綱を次のように定める。

平成24年6月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市身体障害者相談員設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3に規定する身体障害者相談員（以下「相談員」という。）により身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行う相談援助事業について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 市長は、社会的信望があり、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を有する者で、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の実情に精通したもののうちから適当と認められる者を、相談員として次条第1項に掲げる業務を委託するものとする。

(業務)

第3条 相談員の業務は、次のとおりとする。

(1) 身体に障害のある者の更生援護に関する相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。

- (2) 身体に障害のある者の更生援護につき、関係機関の業務に協力すること。
- (3) 身体に障害のある者に対する援護思想の普及に努めること。
- (4) 身体障害者地域活動の中心となり、その活動の推進を図ること。
- (5) その他前各号に附帯する業務を行うこと。

2 相談員は、業務の状況について毎年3月末に活動報告書を市長に提出するものとする。
(定数)

第4条 相談員の定数は、6人以内とする。
(業務委託の期間)

第5条 相談員の業務委託の期間は、2年とする。ただし、補欠又は増員により委託された相談員の委託期間は、前任者又は現任者の残委託期間とする。
(業務委託の解除)

第6条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。
(1) 心身の故障等により業務の遂行ができなくなったとき。
(2) 本市から転出したとき。
(3) その他市長が相談員としての適格性を欠くと認めたとき。

(活動費)

第7条 市長は、相談員の業務委託に係る活動費として、相談員に対し、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

2 前項の謝金は、相談員1人につき年3万円以内とし、業務委託の期間が1年に満たない場合の謝金の額は、月割をもって計算する。
(遵守事項)

第8条 相談員は、業務を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。第2号にあっては、委託期間が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
(1) 福祉事務所、民生委員等の関係機関と連携を密にすること。
(2) 業務上知り得た秘密を守ること。
(3) 身体障害者相談員証を携行すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、活動報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に業務委託する相談員の委託期間は、第5条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

* * *

宮津市告示第118号

宮津市知的障害者相談員設置事業実施要綱を次のように定める。

平成24年6月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市知的障害者相談員設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2に規定する知的障害者相談員(以下「相談員」という。)により知的障害者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。)の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う相談援助事業について、

必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 市長は、社会的信望があり、知的障害者の更生援護に熱意と識見を有する者で、奉仕的に活動ができ、かつ、地域の実情に精通したもののうちから適当と認められる者を、相談員として次条第1項に掲げる業務を委託するものとする。

(業務)

第3条 相談員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な助言及び指導を行うこと。
- (2) 知的障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること。
- (3) 知的障害者に対する援護思想の普及に努めること。
- (4) その他前3号に附帯する業務を行うこと。

2 相談員は、業務の状況について毎年3月末に活動報告書を市長に提出するものとする。

(定数)

第4条 相談員の定数は、2人以内とする。

(業務委託の期間)

第5条 相談員の業務委託の期間は、2年とする。ただし、補欠又は増員により委託された相談員の委託期間は、前任者又は現任者の残委託期間とする。

(業務委託の解除)

第6条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 心身の故障等により業務の遂行ができなくなったとき。
- (2) 本市から転出したとき。
- (3) その他市長が相談員としての適格性を欠くと認めたとき。

(活動費)

第7条 市長は、相談員の業務委託に係る活動費として、相談員に対し、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

2 前項の謝金は、相談員1人につき年3万円以内とし、業務委託の期間が1年に満たない場合の謝金の額は、月割をもって計算する。

(遵守事項)

第8条 相談員は、業務を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。第2号にあっては、委託期間が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (1) 福祉事務所、民生委員等の関係機関と連携を密にすること。
- (2) 業務上知り得た秘密を守ること。
- (3) 知的障害者相談員証を携行すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、活動報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に業務委託する相談員の委託期間は、第5条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

* * *

宮津市告示第119号

宮津市表彰条例(昭和33年条例第2号)第1条の規定により自治功労者として次の者を表彰したので、同条例第2条の規定により告示する。

平成24年6月1日

宮津市長 井上正嗣

自治功労者	功績
下野 正憲	市議会議員、自治会長
馬谷 和男	市議会議員、自治会長
前尾 美智子	選挙管理委員会委員、選挙管理委員会委員長
千賀 博文	選挙管理委員会委員、選挙管理委員会委員長職務代理
古川 文彦	学校歯科医
井野 義章	学校薬剤師

* * *

宮津市告示第120号

平成24年4月1日付け宮津市告示第81号、第82号及び第83号で告示の予防接種法に基づく定期の予防接種の実施について、告示事項に変更があったので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定により告示する。

平成24年6月1日

宮津市長 井上正嗣

1 変更があった事項及びその内容

(1) 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所の変更
(ジフテリア・百日せき・破傷風)

	接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
			第1期初回・追加 (三種混合:ジフ テリア・百日せ き・破傷風)	第2期(二種混 合:ジフテリア・ 破傷風)
変更前	細見 史雄	本庄診療所	○	○
変更後	宮地 道弘	本庄診療所	○	○

(麻しん・風しん)

	接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
			第1期・第2期	第3期・第4期
変更前	細見 史雄	本庄診療所	○	○
変更後	宮地 道弘	本庄診療所	○	○

(2) 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所の追加
(日本脳炎)

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
宮地 道弘	本庄診療所	○	○

2 変更年月日 平成24年6月1日

公 告

宮津市公告第21号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成24年5月7日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
東波路	宮津市字波路	21,800~42,800	1	3DK
宮村上	宮津市字宮村	22,400~33,400	1	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	9,300~18,600	4	3K

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係(本館南棟3階)又は市民室市民窓口係受付(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成24年5月10日(木)から平成24年5月24日(木)まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成24年8月1日(予定)

* * *

宮津市公告第22号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

平成24年5月7日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	4	3DK
		C棟	42,000円	2	

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、C棟については、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係(本館南棟3階)又は市民室市民窓口係(本館1階)に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでくだ

さい。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成24年5月17日(木)から平成24年5月31日(木)まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成24年7月1日(予定)

* * *

宮津市公告第23号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年5月31日

宮津市長 井上正嗣

<以下掲示済>

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第11号

平成24年第6回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年5月11日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

- 1 日時 平成24年5月21日(月)午前10時
- 2 場所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月25日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀口善一

- 1 縦覧の期間 平成24年6月3日から6月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農業委員会

〈告示〉

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年5月7日

宮津市農業委員会

会長 小嶋保徳

1 日時 平成24年5月14日(月) 午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室

3 議題

議第9号 農地法第3条の許可申請に係る許可について